

Q 1 : 新学習指導要領の移行期間中における各教科等の改訂の主な内容や移行措置について教えてほしい。

A : 新学習指導要領は、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度より全面実施となる。各学校においては、移行期間中の教育課程の基本的な枠組みなどについて、十分理解を深め、円滑な教育課程の編成に向け、計画的・組織的な取組を進める必要がある。

以下に各教科等の改訂の主な内容や移行措置について示す。

なお、移行期間中に行わなければならないことについて、具体的に示したので、それぞれのスケジュールに合わせて確認願いたい。

## 小学校

### 教科書の対応を要するものでないため平成30年度から新学習指導要領となる教科等

#### 総合的な学習の時間

##### ○改訂の主な内容

##### (1) 第1の目標の構成について

- ・「学習の在り方を示した冒頭の文」と「育成を目指す資質・能力」の二つの要素で構成

##### 【育成を目指す資質・能力】

- 「知識及び技能」 : 新設
- 「思考力、判断力、表現力等」 : 現行の「育てようとする資質や能力及び態度」の「学習方法に関する事」に関連
- 「学びに向かう力、人間性等」 : 現行の「育てようとする資質や能力及び態度」の「自分自身に関する事」、「他者や社会との関わりに関する事」に関連

##### (2) 各学校において定める目標について

- ・第1の目標及び学校教育目標を踏まえて作成 : 各学校の教育目標を踏まえることを追加
- ・育成を目指す資質・能力を示す

##### (3) 各学校において定める内容について

- ・「探究課題」と「具体的な資質・能力」の二つで構成

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

##### (1) 各学校において定める目標の見直し

- 第1の目標に示された基本的な考え方を理解し、対応させる。
- 学校の教育目標を踏まえる。
- 育成を目指す資質・能力について示す。

##### (2) 各学校において定める内容の見直し

- 目標の実現にふさわしく、日常生活や社会との関わりを重視した探究課題を設定する。
- 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する。

##### (3) 目標・内容に基づいた指導計画の見直し

- 探究的な学習の過程に体験的活動を適切に位置付ける。
- スキルの習得等を探究的な学習の過程に必然性を持って組み込む。

##### (4) 評価についての見直し

- 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点を定める。
- 各観点に即して実現が期待される児童の姿として評価規準を設定する。

※ただし、学習指導要領第5章の規定第3の2(9)の後段の部分(プログラミングの体験に関する事)については、平成32年度から実施となる。

#### 特別活動

##### ○改訂の主な内容

- ・学級活動の内容(3)が新設され、キャリア教育の視点から、より小・中・高等学校のつながりが明確になるようにした。

##### 【現行】

- (1) 学級や学校の生活づくり
- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

##### 【改訂】

- (1) 学級や学校における生活づくりへの参画
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画の作成、見直し

・各活動等の関係性や意義、役割の整理及び防災を含む安全教育や自然の中での集団宿泊活動の重視、各教科等の学習との関連付け

## 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

### 国語

#### ○移行措置の内容

- 平成30年度の第4学年、平成31年度の第4学年及び第5学年においては、新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】(20字)

茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜  
「新小学校学習指導要領 第2章 第1節〔別表〕学年別漢字配当表」参照

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 第4学年に追加される都道府県名に用いる漢字20字の確認と、それに伴う第4学年、第5学年及び第6学年における配当漢字数の見直し

### 社会

#### ○移行措置の内容

- 新学習指導要領の第5学年の「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。
- 現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容のうち、平成31年度第3学年に指導する内容を示す。

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 年間指導計画への移行措置内容の位置付け

### 算数

#### ○移行措置の内容

##### (1) 平成30年度

###### ① 第3学年

- 「B量と測定」において「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」

###### ② 第4学年

- 「B量と測定」において「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」
- 「B量と測定」において「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」

##### (2) 平成31年度

###### ① 第3学年

- 「B量と測定」において「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」

###### ② 第4学年

- 「A数と計算」において「ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知る」
- 「B量と測定」において「面積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」
- 「D数量関係」において「簡単な場合について、ある二つの数量の関係と別の二つの数量の関係を比べる場合に割合を用いることを知る」

###### ③ 第5学年

- 「B量と測定」において「体積の単位とこれまでに学習した単位との関係を考察する」
- 「B量と測定」において「速さなど単位量当たりの大きさの意味及び表し方について理解し、それを求める」
- 「A数と計算」において「乗数や除数が整数である場合の分数の乗法及び除法についての計算」を扱わないものとする。

※移行期間中に指導すべきとされている新小学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布が予定されていることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 年間指導計画への移行措置内容の位置付け

### 理科

#### ○移行措置の内容

現行小学校学習指導要領のうち次の部分が省略になる。

##### (1) 平成30年度

###### ○第4学年

2 A物質・エネルギー(3)電気の働き イ 光電池を使ってモーターを回すことなどができること

##### (2) 平成31年度

###### ① 第4学年

2 A物質・エネルギー(3)電気の働き イ 光電池を使ってモーターを回すことなどができること

###### ② 第5学年

2 B生命・地球(2)動物の誕生 イ 魚は、水中の小さな生物を食べ物にして生きていること

###### ③ 第6学年

2 A物質・エネルギー(4)電気の利用 ウ 電熱線の発熱は、その太さによって変わること

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 年間指導計画への移行措置内容の位置付け

平成30年度から一部または全部を新学習指導要領によることができる教科(先行実施してもよい教科)

**生活**

- 学習指導の改善・充実として、活動や体験を通して気付いたことなどについて多様に表現し考えたり、「見付ける」、「比べる」、「たとえる」、「試す」、「見通す」、「工夫する」など多様な学習活動を行ったりする活動を重視する。
- スタートカリキュラムの充実を図る。

**音楽**

- 〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」及び「音符、休符、記号や用語」について
  - ・配当学年は特に示されていないので、6年間を見通して意図的・計画的に取り上げる。
  - ・取り扱う教材や内容との関連で必要と考えられる時に繰り返し指導する。
  - ・「音楽の仕組み」の一つ「問いと答え」は、「呼びかけとこたえ」に変更。
- 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実
  - ・第3・4学年から和楽器を取り入れることができる。
- 言語活動の充実
  - ・「A表現」「B鑑賞」のどちらにもおいても、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付ける。

**図画工作**

- 年間指導計画の作成
  - ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。
  - ・「A表現」「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにする。また、共通事項も併せて指導を行う。
  - ・「B鑑賞」の指導は、必要がある場合は独立して行う。
  - ・工作に表すことの内容と絵や立体に表すことの内容に、配当する授業時数をおよそ等しくする。
  - ・「A表現」に共同してつくりだす活動を入れる。
- 安全指導 ロッカーや棚などの安全の確保（地震等の備え）
- 学校としての鑑賞の環境づくり（作品展示場所の設定）

**家庭**

- A「幼児又は低学年の児童、高齢者など異なる世代の人々との関わり」に関する内容を扱う。
- A「家族・家庭生活についての課題と実践」が新設となる。
- B（3）ア（ウ）「一食分の献立作成の方法」で主食・主菜・副菜を扱う。
- B（6）「暴雨・寒暑などの自然から保護する働き」を「住まいの主な働き」として扱う。
- B（6）「音と生活との関わり」を小学校で扱う。
- C「買物の仕組みや消費者の役割」に関する内容を扱う。
- ※平成31年度の小学5年生は、平成33年度中学校全面実施の時に中学1年生になる。そこで、今回の改訂で中学校から小学校へ移り、新設となった内容の履修漏れがないように年間指導計画作成等において、小中の連携が必要となる。

**体育**

- 第3学年及び第4学年の「E ゲーム」のアについては、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱う。
- 第5学年及び第6学年の「D 水泳運動」のウ「安全確保につながる運動」を取り扱う。

## すでに先行実施され、小学校では平成30年度から新学習指導要領によるもの

### 特別の教科 道徳

#### ○改訂の主な内容

- ・道徳科に検定教科書を導入
- ・内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
  - 「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ・問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ・数値評価ではなく、児童の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- (1) 推進体制づくり
  - 校長の方針を明確にする。
  - 道徳教育推進教師の担う役割を明確にする。
  - 全員が主体的に関わる機能的な協働体制をイメージし具体化する。
- (2) 全体計画づくり
  - 学校としての方針に基づく重点や特色を柱立てする。
  - 各教科等で特に強調したい間接的指導について分かるようにする。
  - 計画のいわゆる「別葉」を作る。
- (3) 年間指導計画づくり
  - 学年ごとに全ての内容を取り上げる。
  - 学校としての特徴ある配列や他の指導との関連などを織り込む。
  - 栃木県の教材や市町、学校の教材を見通しを持って織り込む。
- (4) 授業改善と評価
  - 新学習指導要領に示す授業改善の趣旨を大事にする。
  - 各教師の開発的な創意が生きる授業づくりや授業研修に心がける。
  - 児童の成長を受け止め、認め励ます個人内評価の工夫に努める。

## 時数を増加して現行の学習指導要領の内容に追加し、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱うもの

### 外国語活動・外国語

#### ○移行措置の内容

- (1) 3・4年は外国語活動35時間の内容から15時間以上を実施する。実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間から15時間を超えない範囲内で授業時数を減ずることができる。
- (2) 5・6年は従来の外国語活動35時間に加え、外国語科70時間の内容から15時間以上を実施する。実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間から15時間を超えない範囲内で授業時数を減ずることができる。

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- (1) 移行措置の15時間の実施方法について決定する。
    - 15時間を時数上乘せするか、総合的な学習の時間から振り替えるか決定する。
    - 移行措置の15時間を超えて新学習指導要領の内容を実施する場合には、実施する時数・内容・方法等についても決定する。（15時間を超える分の時数については総合的な学習の時間から振り替えることはできないので、時数上乘せでの実施となる。）
  - (2) 総合的な学習の時間の年間指導計画（3～6年）を見直す。
    - 時数を上乘せせず、総合的な学習の時間から15時間を振り替える場合には必要となる。
  - (3) 実施時数に合わせた外国語活動の年間指導計画を整備する。
- ※教育課程特例校においては、上記以外に別途対応が必要となる。
- ※指導要録については、3・4年は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項等を文章で記述する。5・6年は現在と同様に「外国語活動の記録」の欄に文章で記述する。どちらも数値による評価や評定は行わないものとする。

## 中学校

### 教科書の対応を要するものでないため平成30年度から新学習指導要領となる教科等

#### 総合的な学習の時間

##### ○改訂の主な内容

##### (1) 第1の目標の構成について

- ・「学習の在り方を示した冒頭の文」と「育成を目指す資質・能力」の二つの要素で構成

##### 【育成を目指す資質・能力】

- 「知識及び技能」：新設
- 「思考力、判断力、表現力等」：現行の「育てようとする資質や能力及び態度」の「学習方法に関する事」に関連
- 「学びに向かう力、人間性等」：現行の「育てようとする資質や能力及び態度」の「自分自身に関する事」、「他者や社会との関わりに関する事」に関連

##### (2) 各学校において定める目標について

- ・第1の目標及び学校教育目標を踏まえて作成：各学校の教育目標を踏まえることを追加
- ・育成を目指す資質・能力を示す

##### (3) 各学校において定める内容について

- ・「探究課題」と「具体的な資質・能力」の二つで構成

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

##### (1) 各学校において定める目標の見直し

- 第1の目標に示された基本的な考え方を理解し、対応させる。
- 学校の教育目標を踏まえる。
- 育成を目指す資質・能力について示す。

##### (2) 各学校において定める内容の見直し

- 目標の実現にふさわしく、日常生活や社会との関わりを重視した探究課題を設定する。
- 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する。

##### (3) 目標・内容に基づいた指導計画の見直し

- 探究的な学習の過程に体験的活動を適切に位置付ける。
- スキルの習得等を探究的な学習の過程に必然性を持って組み込む。

##### (4) 評価についての見直し

- 各学校が定めた目標と内容に基づいた評価の観点を定める。
- 各観点に即して実現が期待される生徒の姿として評価規準を設定する。

#### 特別活動

##### ○改訂の主な内容

- ・【現行】の学級活動の内容(1)、(2)、(3)から【改訂】の(1)、(2)、(3)のように文言が変更・整理された。(2)に関しては、小項目が9つから5つに整理された。(3)に関しては、小項目が5つから3つに整理された。

##### 【現行】

- (1) 学級や学校の生活づくり
- (2) 適応と成長及び健康安全
- (3) 学業と進路

##### 【改訂】

- (1) 学級や学校における生活づくりへの参画
- (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画の作成、見直し

- ・各活動等の関係性や意義、役割の整理及び防災を含む安全教育や職場体験等の体験活動の重視、各教科等の学習との関連付け

## 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科

### 国語

#### ○移行措置の内容

- ・新小学校学習指導要領により小学校で新たに学習することとなる漢字20字について取り扱う。平成31年度の第1学年、平成32年度の第1学年、第2学年で学習する漢字に追加して指導する。

【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】(20字)

茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜

- ・平成32年度の第1学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。

#### ◆平成30年度末までに行わなければならないこと

- 追加される都道府県名に用いる漢字20字の確認と配当漢字数の見直し
- 第1学年「共通語と方言の果たす役割について理解すること」の指導内容の確認と指導計画への位置付け(平成31年度中)

### 社会

#### ○移行措置の内容

- ・平成31年度及び平成32年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- ・平成31年度及び平成32年度の「世界の諸地域」(地理的分野)の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- ・平成31年度及び平成32年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- ・平成30年度から平成32年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

#### ◆平成29年度末までに行わなければならないこと

- 年間指導計画への移行措置内容の位置付け

### 数学

#### ○移行措置の内容

##### (1)平成31年度

###### ○第1学年

- ・「A数と式」において「自然数を素数の積として表すこと」を追加する。
- ・「D資料の活用」において〔用語・記号〕のうち「累積度数」を追加する。
- ・「D資料の活用」において「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。

##### (2)平成32年度

###### ①第1学年

- ・「A数と式」において「自然数を素数の積として表すこと」を追加する。
- ・「D資料の活用」において「多数の観察や多数回の試行によって得られる確率の必要性和意味」を追加する。
- ・「D資料の活用」において「不確定な事象の起こりやすさの傾向を読み取り表現すること」を追加する。
- ・「D資料の活用」において〔用語・記号〕のうち「累積度数」を追加する。
- ・「D資料の活用」において「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。

###### ②第2学年

- ・「D資料の活用」において「四分位範囲や箱ひげ図の必要性和意味」を追加する。
- ・「D資料の活用」において「コンピュータなどの情報手段を用いるなどしてデータを整理し箱ひげ図で表すこと」を追加する。

※数学については、移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材の配布が予定されていることから、教科書に加え当該補助教材を適切に使用して指導を行うこと。

#### ◆平成30年度末までに行わなければならないこと

- 年間指導計画への移行措置内容の位置付け

## 理科

### ○移行措置の内容

#### (1)平成31年度及び平成32年度

[第1分野] 2(1)イ 力と圧力 (ア) 力の働き において

- ・新中学校学習指導要領 [第1分野] 2(1)ア (イ)力の働きア 力の働きのうち、「物体に働く2力についての実験を行い、力が釣り合うときの条件を見いだして理解する」の部分を追加

[第2分野] 2(2)ア 火山と地震 において

- ・新中学校学習指導要領 [第2分野] 2(2)ア (エ)ア自然の恵みと火山災害・地震災害を追加
- ・内容の取扱いについては、記録や資料などを用いて調べる。

#### (2)平成31年度

##### ○第1学年

[第1分野] 2(1)イ(イ) 圧力 において

- ・「水圧」の部分を省略
- ・内容の取扱いについても、「水中にある物体にはあらゆる向きから圧力が働くことにも触れること。また、水中では物体に浮力が働くことにも触れること」の規定は適用しない。

#### (3)平成32年度

##### ①第1学年

[第1分野] 2(1)イ(イ) 圧力 を省略

- ・内容の取扱いについて、「水中にある物体にはあらゆる向きから圧力が働くことにも触れること。また、水中では物体に浮力が働くことにも触れること」の規定は適用しない。

[第2分野] 2(1)イ(イ) 葉・茎・根のつくりと働き を省略

- ・内容の取扱いについて、「光合成における葉緑体の働きにも触れること。また、葉、茎、根の働きを相互に関連付けて全体の働きとしてとらえること」の規定は適用しない。

[第2分野] 2(3)ウ 動物の仲間 に規定する事項を追加

- ・内容の取扱いについては、ウ動物の仲間の(ア)脊椎動物の仲間は、「脊椎動物の体の表面の様子や呼吸の仕方、運動・感覚器官の発達、食物のとり方の違いに気付かせること」及び(イ)無脊椎動物の仲間は、「節足動物や軟体動物の観察を行い、それらの動物と脊椎動物の体のつくりの特徴を比較することを中心に扱うこと」の規定を適用する。

##### ②第2学年

[第1分野] 2(3)ア(エ) 静電気と電流 において

- ・新中学校学習指導要領 [第1分野] の3内容の取扱い(5)エのうち、「放射線の性質と利用」に関する規定を適用する。

[第2分野] 2(3)エ(ア) 生物の変遷と進化 を省略

- ・内容の取扱いについては、「進化の証拠とされる事柄や進化の具体例について取り上げる。その際、生物にはその生息環境での生活に都合のよい特徴が見られることにも触れること。」の規定は適用しない。

[第2分野] 2(4)ウ 日本の気象 において

- ・新中学校学習指導要領 [第2分野] 2(4)ア (エ)ア 自然の恵みと気象災害 に規定する事項を追加

※移行期間中に指導すべきとされている新中学校学習指導要領の内容に係る補助教材を配布予定。教科書に加え、この補助教材を適切に使用し指導する。

### ◆平成30年度末までに行わなければならないこと

年間指導計画への移行措置内容の位置付け

## 保健体育

### ○移行措置の内容

- ・平成31年度及び平成32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの多様な楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。

- ・平成31年度及び平成32年度の第2学年体育分野に「運動やスポーツの学び方」を追加する。

- ・平成31年度及び平成32年度の第2学年体育分野に「運動やスポーツが心身や社会性の発達に及ぼす効果」を追加し、「運動やスポーツが心身に及ぼす効果」及び「運動やスポーツが社会性の発達に及ぼす効果」を省略する。

※平成31年度の第1学年では、現行表の内容に加え、改定表の「1 運動やスポーツの多様性」の「ウ 運動やスポーツの多様な楽しみ方」を指導する。

※平成32年度の第1学年では、現行表の内容の「1 運動やスポーツの多様性」のうち「ウ 運動やスポーツの学び方」の内容を省略し、改定表の「ウ 運動やスポーツの多様な楽しみ方」を指導する。

- ・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。

- ・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病などの予防」及び「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」を追加する。

※平成31年度及び平成32年度の第1学年では、現行表の内容に加え、現行表の「4 健康な生活と疾病の予防」の「ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活習慣に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分を指導する。

※平成32年度の第2学年では、現行表の「2 健康と環境」の内容を省略し、「4 健康な生活と疾病の予防」の「イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分及びウの内容を指導する。

### ◆平成30年度末までに行わなければならないこと

年間指導計画への移行措置内容の位置付け

### 音楽

- 生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化について理解を深める学習の充実
  - ・生活や社会の中で音楽が果たす役割が感じ取れる歌唱・器楽教材の選択を工夫する。
  - ・「A鑑賞」において、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性について考える。
- 「我が国や郷土の伝統音楽」に関わる指導の充実
  - ・伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れる歌唱教材を選択する。
  - ・我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、適宜、口唱歌を用いる。
- 言語活動の充実
  - ・「A表現」「B鑑賞」のどちらにおいても、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付ける。
  - ・「B鑑賞」においては、第1学年では言葉で説明したり、第2・3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるように指導を工夫する。

### 美術

- 「表現」領域の改善
  - ・項目、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理する。
  - ・全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付ける。
- 「鑑賞」領域の改善
  - ・指導内容を「ア 美術作品などに関する鑑賞」「イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞」に関する事項に分けて示す。
- [共通事項]の改善・・・配慮事項を示した。
- 内容の取扱いの新設
  - ・各学年においての学習内容や題材に配する時間数を十分検討する。
  - ・言語活動の充実を図る。

### 技術

- 指導内容の示し方の改善、教育内容の見直し
    - ・小学校におけるプログラミング教育との関連
    - ・実践的・体験的な活動の充実とキャリア教育との関連
  - 目標の改善、内容の改善、履修方法の改善、社会変化への対応
    - ・「生物育成の技術」と「エネルギー変換の技術」に関する内容の順序の入れ替え
    - ・ガイダンスと統合的な問題の取扱い
    - ・「ネットワーク利用」及び「双方向性」の規定の追加
- ※平成31年度入学生から、新学習指導要領に基づいて、指導する必要がある。平成33年度全面実施時に、平成31年度入学生が新学習指導要領での履修が全て行われていることが必須である。

### 家庭

- 「生活の課題と実践」A(4)、B(7)、C(3)の3項目のうち1以上選択し、他の内容と関連させて履修する。
  - 「家族・家庭の基本的な機能」をA(1)に位置付ける。
  - 「A家族・家庭生活」では、少子高齢社会の進展に対応し、「高齢者など地域の人々と協働する」「高齢者との関わり方についての理解」を扱う。
  - 「B衣食住の生活」で和食の調理など、日本の生活文化の継承に関わる内容を扱う。基本的な調理法として揚げる以外(蒸すを含む)を扱う。
  - 「C消費生活・環境」で金銭管理の必要性、消費者被害への対応について扱う。
- ※平成31年度の小学5年生は、平成33年度中学校全面実施の時に中学1年生になる。そこで、今回の改訂で中学校から小学校へ移り、新設となった内容の履修漏れがないように年間指導計画作成等において、小中の連携が必要となる。
- ※平成31年度の中学1年生は、平成33年度に中学校全面実施となるので、平成31年度から新学習指導要領に合わせた年間指導計画で実施する必要があるため、平成30年度末には新設内容等の漏れがないよう、平成31年度中学1年生用の年間指導計画作成を行う。



## 外国語

### ○移行措置の内容

新学習指導要領における追加・新設事項については以下のとおりである。

#### イ 符号

- ・感嘆文における感嘆符

#### エ 文、文構造及び文法事項

- ・感嘆文のうち基本的なもの
- ・主語＋動詞＋間接目的語＋ that で始まる節（what など始まる節）
- ・主語＋動詞＋目的語＋原型不定詞
- ・主語＋ be 動詞＋形容詞＋ that で始まる節
- ・現在完了進行形
- ・仮定法のうち基本的なもの

### ◆移行期間中に行わなければならないこと

- (1) 小学校の移行措置内容及び小学校での指導を十分に理解する。
- (2) 語彙数が増えたことに配慮し、これまで以上に豊かな言語活動を行う。
- (3) 追加・新設事項を確認し、学年によって指導に漏れがないよう留意する。
- (4) これまで4技能で設定されていた各学校の学習到達目標を、5領域（聞くこと、読むこと、話すこと [やりとり]、話すこと [発表]、書くこと）にして再整理し、5領域での見取りをできるようにする。
- (5) 授業は英語で行うことを基本とする。

※(3)の新設・追加事項に関して、外国語科においては教科の特性上、下学年における既習事項について上学年でも繰り返し触れる機会はあるものの、新出事項としては出てこない（例えば、平成33年度の3年生は、平成31・32年度は現行学習指導要領に沿った教科書で学んでいるため、新学習指導要領での追加・新設事項で1・2年生の教科書に出てきた事項については、3年生の教科書では初見ながら既習事項として触れることになる。平成33年度の2年生における平成32年度の1年の教科書に出てきた事項についても同様。）そのような場合には、その都度その事項について指導する必要性が出てくるが、生徒及び教員の負担を減らすため、平成31年度の入学生からは移行期間中に新学習指導要領での追加新設事項について計画的に指導しておくことが望ましい。なお、教科書によってどの文法事項をどの学年によって扱うかが異なるため、一律の補助教材等はない予定である。

※(2)の語彙数についても、現行の「1200程度の語」から「小学校で学習した600～700語に1600～1800程度の新語を加えた語」と大幅に増加されるため、移行期間中から言語活動等において充実を図る等の配慮が必要となる。ただし、ここで示されている語数は受容語彙と発信語彙の両方を含む語数であり、全てを生徒が発信できるようにすることが求められているわけではないことにも留意する必要がある。また(1)にあるように、小学校で扱われている語彙についても把握しておくことが求められる。なお、「1600～1800程度の新語」については教科書等によって扱う語が異なるため、また「受容語彙と発信語彙の区別」については明確には規定できないため、どちらも一律には示されない予定である。

**すでに先行実施され、中学校では平成31年度から新学習指導要領によるもの  
特別の教科 道徳**

○改訂の主な内容

- ・道徳科に検定教科書を導入
- ・内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
- ・問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ・数値評価ではなく、生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）  
※指導要録の様式例は示すが、内申書には記載せず、入学者選抜に使用しない。

◆平成30年度末までに行わなければならないこと

(1) 推進体制づくり

- 校長の方針を明確にする。
- 道徳教育推進教師の担う役割を明確にする。
- 全員が主体的に関わる機能的な協働体制をイメージし具体化する。

(2) 全体計画づくり

- 学校としての方針に基づく重点や特色を柱立てする。
- 各教科等で特に強調したい間接的指導について分かるようにする。
- 計画のいわゆる「別業」を作る。

(3) 年間指導計画づくり

- 学年ごとに全ての内容を取り上げる。
- 学校としての特徴ある配列や他の指導との関連などを織り込む。
- 栃木県の教材や市町、学校の教材を見通しをもって織り込む。

(4) 授業改善と評価

- 新学習指導要領に示す授業改善の趣旨を大事にする。
- 各教師の開発的な創意が生きる授業づくりや授業研修に心がける。
- 生徒の成長を受け止め、認め励ます個人内評価の工夫に努める。

【参考資料】

- |  |             |
|--|-------------|
| ・現職教育資料 第472-1号 第472-2号                            | H30. 1 県教委  |
| ・現職教育資料 第471号                                      | H29. 10 県教委 |
| ・小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知） | H29. 7 文科省  |
| ・中学校学習指導要領解説 各教科等                                  | H29. 7 文科省  |
| ・小学校学習指導要領解説 各教科等                                  | H29. 6 文科省  |